

報酬等支給基準

公益財団法人寺下援護会の評議員、理事・監事に対する報酬の、基準は定款第13条、第27条に定める通り、評議員、理事、監事は無報酬とする。

また、第27条第1項の但し書きにある常勤の理事・監事の報酬については下記の通りとする。

1. 常勤理事の報酬

常勤理事の報酬は定款第27条に評議員会が定める総額の範囲と基準において報酬を支給することができると定められているが、無報酬とする。

2. 常勤監事の報酬

常勤監事の報酬は定款第27条に評議員会が定める総額の範囲と基準において報酬を支給することができると定められているが、無報酬とする。

附則

この基準は公益財団法人寺下援護会設立の日から適用するものとする